

『市有土地』および 『市土地開発公社所有土地』を 売却します

市と豊岡市土地開発公社では、利用予定のない土地を一般競争入札方式により、次のとおり売却します。



物件(土地)

物件番号	所在地	台帳地目	現況地目	面積	最低売却価格
1	豊岡市昭和町302番1	雑種地	宅地	1,836.49m ²	142,500,000円
	豊岡市昭和町316番2(土地開発公社所有地)	宅地	宅地	384.67m ²	
2	豊岡市竹野町竹野字上広田1458番10	雑種地	雑種地	812.09m ²	19,700,000円
3	豊岡市桜町31番2	宅地	宅地	691.29m ²	42,200,000円
4	豊岡市桜町31番5	宅地	宅地	198.35m ²	13,800,000円
5	豊岡市桜町31番6	宅地	宅地	198.35m ²	13,500,000円
6	豊岡市気比字絹巻4001番67	雑種地	雑種地	1,850.71m ²	76,000,000円
7	豊岡市気比字絹巻4001番293	雑種地	雑種地	856.51m ²	41,200,000円
8	豊岡市気比字絹巻4001番294	雑種地	雑種地	895.23m ²	35,700,000円

物件番号1は、2筆一括の売却となります。

「入札参加申込書」および「市有土地等売却募集要領」の配布

配布期間 1月10日(木)~2月8日(金)
(ただし、土・日曜日および祝日を除く)

配布時間 午前8時30分~午後5時30分

配布場所 総務課管財係

市ホームページからもダウンロードできます。

入札参加の申込み

受付期間 1月10日(木)~2月8日(金)
(ただし、土・日曜日および祝日を除く)

受付時間 午前9時~午後5時

(ただし、正午~午後1時を除く)

受付場所 総務課管財係(郵便による入札参加申込書の提出は不可)

入札日 2月20日(水)

- ・入札場所・入札時間・入札参加資格等の詳細は、「市有土地等売却募集要領」をご覧ください。
- ・入札方式のため、上記最低売却価格以上で最高金額を入札された方に売却することになります。

入札を行った結果、成約しなかった物件については、随時募集を行い、上記最低売却価格により随意契約で売却します(参加資格・契約条件等は本要領に準じます)。なお、最初の申込者を契約の相手方とします。

随時募集の受付

2月21日(木)~5月30日(金)

《問合せ》総務課管財係



住宅の耐震改修やバリアフリー改修をした場合は 固定資産税を減額します

住宅耐震改修をした場合

次のすべての要件を満たす場合は、固定資産税額を一定期間減額します。

対象住宅

昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅

平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法（昭和56年6月1日施行）に基づく耐震基準に適合した改修工事を施したものの

1戸当たりの工費が30万円以上のもの

減額税額 耐震改修を行った住宅の固定資産税額の2分の1を減額

1戸につき床面積の120平方メートル相当

分までが対象（併

用住宅は居室部分のみ）



減額期間 耐震改修工事が完了した年の翌年度分から、工事完了時期に応じて次のとおりです。

耐震改修工事完了時期	減額期間
平成18年1月1日 ～平成21年12月31日	3年度分
平成22年1月1日 ～平成24年12月31日	2年度分
平成25年1月1日 ～平成27年12月31日	1年度分

申告方法 次の書類を添えて、改修工事完了後、原則3カ月以内に申告してください。

住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書（

耐震改修工事代金領収書（耐震改修工事の費用が確認できるもの）

耐震基準に適合した工事であることを証明する指定確認検査機関（地方公共団体・

建築士・指定住宅性能評価機関・指定確認検査機関）などが発行する証明書

住宅のバリアフリー改修をした場合

平成19年1月1日以前から市内に所在する住宅で、次の要件を満たす場合は、固定資産税額を工事完了の翌年度分に限り減額します（賃貸住宅を除く）。

住宅居住者要件

次のいずれかに該当する方65歳以上の方

介護保険法の要介護または要支援認定を受けている方障害者

対象バリアフリー改修工事

工事期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日

までの間に施工されたもの工事費用 1戸当たりの工費が30万円以上補助金

等を除く自己負担額のもの工事内容 次のいずれかに該当するもの

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・トイレの改良
- ・手すりの取付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め化



減額税額 バリアフリー改修を行った住宅の固定資産税の3分の1を減額

1戸につき床面積の100平方メートル相当分までが対象（併用住宅は居室部分のみ）

減額期間 バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度分のみ

申告方法 次の書類を添えて、改修工事完了後、原則3カ月以内に申告してください。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書（

領収書（改修工事の費用が確認できるもの）工事費明細書

改修箇所の図面、写真（改修前・改修後）など居住者要件が確認できるもの（介護保険被保険者証、身体障害者手帳など）固定資産税減額申告書は税務課資産税係または各総合支所市民生活課に備え付けています。



「償却資産」の申告は1月21日（月）までに！

償却資産課税台帳に登録がある方などへ送付した平成20年度申告書は、1月21日（月）までに提出ください。

なお、平成19年中に新たに事業を始められた方で、市から申告書が届いていない方は、申告書を送付しますので連絡ください。

《申告・問合せ》

税務課資産税係または各総合支所市民生活課